

お知らせとお願い

納期限内の賦課金納入にご協力をお願いします！

土地改良区の運営は、皆様の賦課金によってまかなわれております。各地区の特別賦課金は、ほ場整備事業等の償還のための財源となります。

未納されますと、これらに支障をきたすこととなります。平成30年度賦課金をまだ納めていただけていない方は、至急納入して下さるようお願いいたします。どうしても納期限までに一括納付できない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談をさせていただきます。何のご連絡もないままに未納されますと、税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので、必ずご連絡下さるようお願いいたします。

用水利用に関してのお願い

年々電気料が高騰していることに加え、近年は降雨日数が少なく最上川用水の使用量が増えてきております。

皆様には、掛け流しなどのないよう引き続き、節水節電に御協力をお願いします。

農道利用に関してのお願い

農作業終了後、農業機械で農道を通行する際は、土が散乱しないようご注意くださいをお願いします。せっかく舗装した農道を、みんなできれいに利用しましょう！

このような時は手続きをお忘れなく！

農業委員会等で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ土地原簿や組合員名簿等台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。下記に該当する場合は、必ず改良区へ届け出を行ってくださるようお願いいたします。

①組合員資格に変更があったとき（資格得喪通知）

☆売買、贈与、交換、賃貸借等により農地の移動があった場合

☆相続、経営移譲等により組合員名義の変更があった場合

②農地を転用するとき（地区除外申請書）

☆道路等公共用地の買収や宅地へ変更する場合

☆自己所有地の地目を変更する場合

☆所有権の移転を伴う地目変更をする場合
尚、地区除外申請書には地区総代の同意（署名・捺印）が必要です。

③土地改良施設を使用するとき

（土地改良施設他目的使用申請書）

☆農道・水路等を農作業以外で使用する場合

☆水路へ合併処理浄化槽の排水を放流する場合

尚、土地改良施設他目的使用申請書には、関係する地域の関係者（理事、総代、維持管理委員長、下流水利用者等）の同意（署名・捺印）が必要です。

また、契約期間は5年間ですので、経過した場合は更新申請が必要となります。

④賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき

上記届け出に関わる用紙は、改良区事務所にごさいます。ホームページよりダウンロード（pdf）することができます。

是非ご利用ください！

❖編集後記❖

今年は、平成が終わり新しい時代に移ります。減反政策や米の直接交付金が廃止されて2年目、TPPや日欧EPAの発効等めまぐるしく制度が変わる中、地域農業にとって新たな対応が求められる重要な年となります。新元号元年が皆様にとって幸多き年となりますようお祈り申し上げます。

第34号

平成31年2月10日

発行所

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3

みどり
水土里ネットしんじょう

TEL. 0233-22-3588 FAX. 0233-22-2335

URL <http://midorinet-shinjo.jp>

